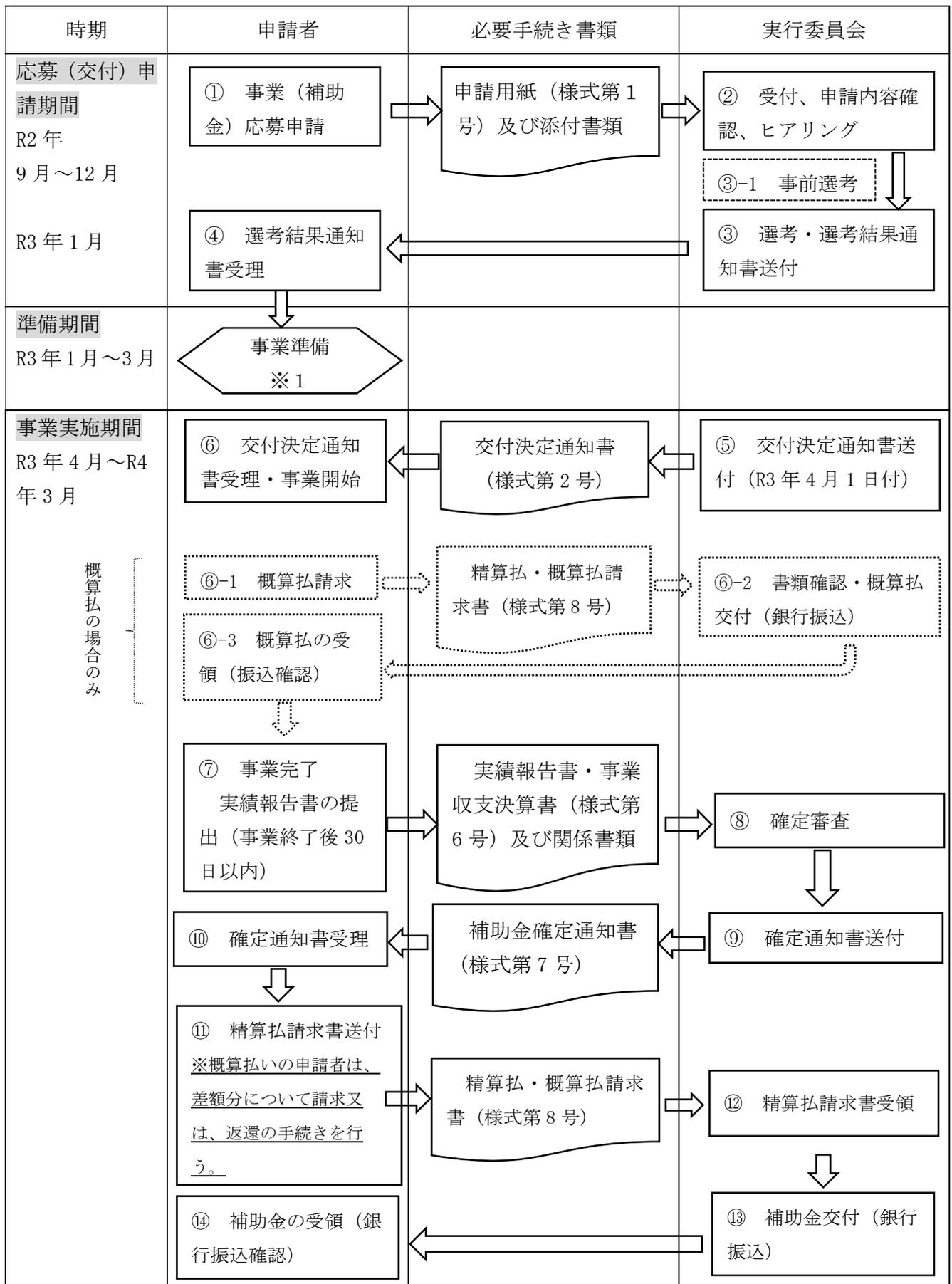


提案事業の流れ

項目	期間	必要手続き書類	備考
(1) 募集期間	令和2年9月1日（火） ～12月18日（金）	<input type="checkbox"/> 交付申請書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 実施計画書（様式第1号の1） <input type="checkbox"/> 経費明細書（様式第1号の2） <input type="checkbox"/> 申請団体の概要書（様式第1号の3）	事務局に持参または郵送（締切日必着）
(2) 選考	令和3年1月末頃 （予定）	（選考結果通知書が事務局から送付されます。）	実行委員会において、書類審査及び必要に応じてプレゼンテーション審査により、事業採択の可否を決定し、結果を通知します。
(3) 交付決定	令和3年4月1日	（補助金交付決定通知書が事務局から送付されます。）	この日以降の支払いのみが補助の対象となりますので、ご注意ください。
(4) 事業の実施期間	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	—	各団体等で事業を実施してください。
(5) 実績報告	事業実施完了後、 30日以内	<input type="checkbox"/> 実績報告書（様式第6号） <input type="checkbox"/> 事業収支報告書（様式第6号の1） <input type="checkbox"/> 領収書などの必要添付資料。	領収書の宛名は団体名として下さい。
(6) 交付額の確定	—	（補助金額確定通知書が事務局から送付されます。）	実績報告書等の審査後、適当と認められれば補助金額を確定し通知します。 ※ただし、特に必要と認める場合には、事業の完了前に補助金の一部を請求することができます。
(7) 補助金の請求	令和4年3月31日まで 又は補助金確定通知 受理後1週間以内。	<input type="checkbox"/> 補助金（精算払・概算払）交付請求書（様式第8号）	「補助金額確定通知書」を受け取り次第、請求書を事務局に提出してください。
(8) 補助金の交付	請求書受理後 15日以内	—	指定した口座へ補助金を振り込みます。



※1 補助対象経費であっても準備期間（R3年1月～3月）の支出は、補助の対象となりません。